

ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物のうち、ふん尿を除く市が定期的に収集する家庭ごみ(可燃) (以下「家庭ごみ(可燃)」という。) を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者等又は障がい者の世帯に対し、その排出を支援するため、市が当該世帯の玄関先等に出向いて収集するサービス (以下「ごみ収集福祉サービス」という。) について必要な事項を定める。

(サービスの対象世帯)

第2条 この要綱により、ごみ収集福祉サービスを利用することができる世帯 (以下「対象世帯」という。) は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める世帯については、この限りでない。

- (1) 市内に居住する世帯であって世帯の構成員による家庭ごみ(可燃)の排出が困難な世帯
- (2) 以下のいずれかに該当する者で、かつ、ホームヘルプサービスを利用していること。
 - (ア) 介護保険法 (平成9年法律123号) による要介護1～5の認定を受けている者
 - (イ) 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律123号) による障害支援区分の認定を受けている者

- (3) 親族又は近隣の方等による家庭ごみ(可燃)の排出の協力が得られない世帯

(サービスの内容)

第3条 ごみ収集福祉サービスの内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日のごみ収集日のうち、原則として週1回、市が対象世帯を訪問し、世帯で生じた家庭ごみ(可燃)を回収する。家庭ごみ(可燃)の排出量は1世帯1回当たり45リットルの指定ごみ袋で4袋までとする。
- (2) 対象世帯が、市に連絡を行うことなく、一定期間家庭ごみ(可燃)を排出していない場合は、市は対象世帯があらかじめ指定した緊急連絡先にその旨を通知する。
- (3) 緊急連絡先と連絡が繋がらない場合は、当該福祉担当課等と連携を行う。

(サービスの申請)

第4条 ごみ収集福祉サービスを利用しようとする者 (以下「対象者」という。) は、ごみ収集福祉サービス申請書 (別記様式第1号) により、対象者が利用している居宅介護支援事業所等を通じて、市長に申請しなければならない。

- 2 居宅介護支援事業所その他関係者は、対象者の依頼により、対象者に代わってごみ収集福祉サービス申請書 (別記様式第1号) を申請することができる。

(調査及び審査)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、対象者の属する世帯が第2条各号に掲げる要件に該当するかどうかについて、調査及び審査を行うものとする。

(サービスの可否決定)

第6条 市長は、前条の規定による調査及び審査により、ごみ収集福祉サービスの実施の可否を決定し、ごみ収集福祉サービス可否決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

（サービスの始期）

第7条 ごみ収集福祉サービスの始期は、前条に規定するごみ収集福祉サービス可否決定通知書に記載した日からとする。ただし、市長が緊急又はやむを得ないと認める場合は、申請日以降の日から実施することができる。

（サービスの終期）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日をもってごみ収集福祉サービスを終了する。

- (1) ごみ収集福祉サービスの決定に際し終期を設定したとき その規定する日
- (2) ごみ収集福祉サービスの決定に際し対象世帯からサービス中止の申出がなされたとき 中止の指定を受けた日
- (3) 対象世帯が第2条各号に規定する要件を欠いたとき その事実を確認した日
- (4) 対象者が死亡したとき その事実を確認した日
- (5) 不正の手段によりごみ収集福祉サービスの対象世帯となったことが判明したとき その事実を確認した日
- (6) その他、この要綱の規定に違反したとき その事実を確認した日

（届出）

第9条 対象世帯又は対象者が利用している居宅介護支援事業者等は、次の各号に該当することとなった場合は、速やかに、その旨をごみ収集福祉サービス変更・中止・中断届（別記様式第3号）に記載し、市長に届け出なければならない。ただし、第1号及び第2号に該当する場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭その他の連絡をもって代えることができる。

- (1) 第2条各号に規定する要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 入院、施設への入所その他の理由により、一定期間、家庭ごみ(可燃)の排出を行わないとき。
- (3) ごみ収集福祉サービスの内容の変更を希望するとき。

（排出及び収集）

第10条 対象世帯は、家庭ごみ(可燃)をごみ収集福祉サービス可否決定通知書により指定された方法により排出しなければならない。

- 2 対象世帯は、家庭ごみ(可燃)を指定ごみ袋に入れたうえで、ふた付きのペール容器等に入れて排出するなど、周辺の環境保全に配慮しなければならない。
- 3 市長は、収集日等に変更が生じたときは、速やかに対象世帯に通知しなければならない。
- 4 収集場所は、原則として対象世帯が居住する住戸の玄関先とする。ただし、収集作業上困難な場合等は、申請者又は対象世帯と別途協議のうえ、収集場所を決定する。

（報告等）

第11条 市長は、特に必要な場合は、対象世帯に対して、ごみ収集福祉サービスの実

施に関し必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(情報管理)

第 12 条 ごみ収集福祉サービスに従事する職員は、その実施に際しプライバシーの保護に留意するものとし、知り得た情報については漏えいをしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第 13 条 その他、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。